



入札告示

札幌市告示第2266号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

平成29年6月15日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課事務係 電話 011-611-3111

2 入札に付する事項

(1) 購入等件名

札幌市中央卸売市場で使用する電力

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 供給期間 平成29年10月1日～平成30年9月30日

(4) 需要施設及び予定使用電力量

札幌市中央卸売市場 6,790,000 kWh

(5) 入札方法 入札は、当局が提示する予定の使用電力量の対価を入札者が見積もった単価に従って計算した総額で行う。入札金額は、仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）及び使用電力量に対する単価（電力量料金）に従って計算した総額を入札書に記入すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎として使用しているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。内訳書の電力量料金の単価及び内訳書で表示していない単価には1円未満の端数を含むことができる。ただし、内訳書の各月の基本料金及び電力量料金の月額小計に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入する。

また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27～29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記4(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 電気事業法第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者又は同法第2条第1項第9号の規定に基づく一般送配電事業者としての許可を受けた者であること。
- (4) 電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加指名停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限 平成29年7月27日（木）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所 平成29年7月28日（金）14時00分 札幌市経済観光局中央卸売市場管理事務所B会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及

び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項 この競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、本告示に示した電力を供給できることを確認するための書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (8) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。
- (9) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and the estimated quantity of the products to be procured:

Electric power to be consumed in Sapporo Central Wholesale Market : 6,790,000kWh

- (2) Time limit for tender : 16:00 on July27 (Thu), 2017

- (3) Contact point for the notice: Management Section, Central Wholesale Market, Economic&Tourism Affairs Bureau, Sapporo Municipal

Government, Kita12-jo Nishi20-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0012, Japan. Tel 011-611-3111